

# 岐阜県公報

号外 (三) 平成十九年四月一日

## 目次

### 規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(障害福祉課)

ページ  
一

## 規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十一号の二

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第七十号)の二第廿六の五の二及び廿七の二を改正する。

第廿六の五の二 「(社会福祉施設に措置された者を除く。)」を「(社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサ・ビスに限る。))又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)」とし、同第廿七の二を改正する。

第廿七の二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

第廿八の二 岐阜県三豊郡御油町の児童福祉法

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収月額については、「児童入所施設に係る徴収月額+児童入所施設に係る徴収月額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収月額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、

情緒障害児短期治療施設通所部、障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について（平成9年10月17日厚生省障第263号厚生事務次官通知。以下「263号通知」という。）の別表5-1「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収月額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収月額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収月額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく263号通知の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収月額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収月額は0円とする。

鹿児島県三川市

結核審査協議会 審査決定事項	結核予防法第 条
承認番号	

市

感染 診 査
-----------

症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
第 条

法第 条

決定事項

承認番号

鹿児島県三川市三好市上原町

第15号様式の2 (第5条の2、第5条の8関係)

(表)

障害児施設給付費・障害児施設医療費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

子ども相談センター所長 様  
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	居 住 地	〒 <span style="float:right">電話番号</span>		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	支給申請に係る 児 童 氏 名		続 柄	
	身体障害者 手帳番号	療育手帳 番 号	精神障害者保健 福祉手帳番号	
	被保険者証の 記号及び番号*	保険者名及び番号*		

\* 障害児施設医療費支給対象施設 (第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設 (入所部・通所部)、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、指定医療機関 (肢体不自由児・重症心身障害児)) の利用を申請する場合、支給申請に係る児童の加入する医療保険について記入すること。

サービスの利用状況	障害福祉サービス (居宅サービス)	利用中のサービスの種類と内容等		
	指定施設支援 (施設サービス)	利用中の施設名等		
申請するサービスの種類等	申請する支援の種類・申請に係る具体的内容			
	種 類	知的障害児施設	第1種自閉症児施設	第2種自閉症児施設
		知的障害児通園施設	盲児施設	ろうあ児施設
		難聴幼児通園施設	肢体不自由児施設 (入所部・通所部)	肢体不自由児療護施設
		肢体不自由児通園施設	重症心身障害児施設	指定医療機関 (肢体不自由児・重症心身障害児)
具 体 的 内 容				

(裏)

申請 する 減 免 の 種 類	<p>負担上限月額に関する認定 (下記 の軽減措置適用前) 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給世帯</li> <li>市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの</li> <li>市町村民税非課税世帯に属する者であつて、2以外のもの</li> </ol>	
	<p>障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、障害児施設等軽減を申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>在宅において生活する者又は20歳未満の施設入所者</li> <li>市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村税課税世帯のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が10万円未満 (注1) 未満の者</li> <li>申請者 (障害児の保護者又は障害者) 及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産 (親族等が現に居住する不動産を除く。) 等以外の資産を有さないこと。</li> <li>申請者 (障害児の保護者又は障害者) 及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の額が次の額以下の者 ア 申請者の属する世帯が単身世帯であるもの.....500万円 イ 申請者の属する世帯が2人以上の世帯であるもの..... 1,000万円</li> </ol>	
	<p>個別減免・医療型個別減免に関する認定 下記の1、2のいずれかにあてはまるため、個別減免・医療型個別減免を申請します。</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>施設を利用する方が20歳以上の場合 (下記項目を満たすこと) (1) 施設入所者 (注2) 若しくは医療型施設入所者 (注3) であること (年令 歳) (2) 市町村民税非課税世帯の者 (3) 一定の資産を有していないこと ア. 預貯金等の額が500万円以下であること イ. 不動産を所有していない (親族等が現に居住する不動産を除く)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>施設を利用する方が20歳未満の場合 (1) 医療型施設入所者 (注3) であること (年令 歳)</li> </ol>
	<p>特定入所障害児食費等給付費に関する認定 (医療型施設は除く) 下記のいずれにもあてはまるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>施設入所者であること (年令 歳)</li> <li>市町村民税非課税世帯の者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>施設を利用する方が20歳未満の場合 1. 施設入所者であること (年令 歳)</li> </ol>

生活保護への移行予防措置 (定率負担減免措置、特例補足給付) に関する認定  
生活保護への移行予防措置 ( 定率負担減免措置 特例補足給付) を申請します。  
\* 振興局又は福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注1) 平成19年度税制改正により所得割額が16万円 (予定) に変更されます。

(注2) 対象施設は、障害児施設給付費の対象となる入所施設 (通所施設は除く)

(注3) 対象施設は、障害児施設給付費及び障害児施設医療費の対象となる入所施設 (通所施設は除く)

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)	
フリガナ			
氏 名		申 請 者 との関係	
住 所	〒		電話番号

民営第二十号警察の団中「社会福祉法人等による軽減措置の適用」や「食事提供加算対象者」及び「軽減適用期間」や「適用期間」に於て。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第三の規定は、平成十八年十月一日から適用する。

平成十九年四月一日印刷  
平成十九年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜県尾文芸社